

新型コロナウイルスワクチン予防接種 実施計画

島根県 川本町

令和3年 4月30日

改訂 令和3年12月 1日

改訂 令和4年 3月 1日

改定 令和5年 6月 1日

改定 令和5年 10月 2日

※本計画は、現時点の内容であり、今後、国の通知、事業の検討・調整状況により、内容を変更する場合がある。

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、住民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。

この予防接種実施計画は、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」に基づき、予防接種を円滑に行うために必要な作業内容と手順、作業に必要な資源等を明確することを目的とする。

なお、本計画に記載のない事項については、その都度、協議・検討を踏まえ改訂する。

2. 実施期間

令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3. 接種対象者 [川本町の総人口 3,077 人(令和5年1月1日現在)]

対象者		概算人数	備考
① 医療従事者等		92 人	総人口の 3 %
②	高齢者施設等入所者	143 人	町内の対象施設
	高齢者施設等従事者	46 人	総人口の 1. 5 %
③ 65 歳以上の者		1,076 人	住民基本台帳年齢階級別人口 ※②(高齢者施設等入所者)を除く
④ 基礎疾患を有する者	20-64 歳	193 人	総人口の 6. 3 %
⑤ 12 歳～18 歳		198 人	住民基本台帳年齢階級別人口
⑥ 19 歳～64 歳で上記以外の者		936 人	住民基本台帳年齢階級別人口 ①、②(高齢者施設等従事者)及び④を除く
⑦ 生後 6 カ月～11 歳		224 人	住民基本台帳年齢階級別人口

※①④⑤手引きの算定方法により試算した人数

4. 接種実施機関における医療体制

[上記表の①～⑥]

- ・社会医療法人仁寿会加藤病院（以下、「加藤病院」という。）の協力のもと、医師 2 名、看護師 2 名、救急救命士 1 名の体制で行う。
- ・受付や予診票の聞き取りなど、町の保健師や事務職員が事務的なサポートを行う。

[上記表の⑦]

- ・邑智郡内の接種は、小児科のある邑智郡公立病院組合公立邑智病院（以下、「邑智病院」という。）の協力により実施する。

5. 接種方法

- ・初回接種(1回目、2回目接種)及び追加接種(3回目接種以降)の接種場所は、加藤病院での個別接種を基本とする。
※ただし、勤務先等で接種する場合は、この限りではない。
- ・高齢者施設入所者は、自施設での巡回による接種を基本とする。なお、感染防止とワクチン接種体制を考慮し、従事者も合わせて実施する。
- ・基礎疾患を有する者や妊産婦は、かかりつけ医と相談した上で接種を判断する。
- ・小児ワクチン接種については、邑智病院での個別接種で実施する。

(1) 12歳以上の接種

接種会場：加藤病院

※ただし、接種希望が多数あり、会場での接種が困難な場合、加藤病院と会場を含めた接種方法を検討して実施する。

接種者：加藤病院（予診：医師 接種：看護師 経過観察：救急救命士）

接種予約：① 接種を希望する者は、役場へ電話または電子申請により申し込む。

② 加藤病院は、報告を受けた日程により接種する。

(1-1) 実施時期 [初回接種]

対象者	実施時期
I 医療従事者等	R3.4月20日～6月中旬頃
II 高齢者施設等入所者・従事者	R3.5月24日～6月中旬頃
III 65歳以上の者	R3.6月1日～7月下旬頃
IV 基礎疾患を有する者	R3.7月中旬～8月中旬
V 12～18歳	R3.7月下旬～8月下旬
VI 19～64歳	R3.7月中旬～10月下旬
VII 5～11歳	R4.3月～

(1-2) 実施時期 [第1期追加接種]

対象者	接種時期 (2回目完了後6ヶ月以上経過後、1回接種)
I 医療従事者等	R3.12月～R4.2月頃
II 高齢者施設等入所者・従事者	R4.2月中旬
III 6月末までに2回接種完了者	R4.2月下旬
IV 8月1日までに2回接種完了者	R4.3月
V 9月末までに2回接種完了者	R4.4月
VI 10月以降に2回接種完了者	R4.5月～
VII 12～17歳	R4.4月～

※接種での空枠が生じる場合、2回目接種の間隔が6ヶ月以上経過していれば町の判断

により接種を実施する。

(1-3) 実施時期 [第2期追加接種]

対象者	接種時期 (2回目完了後5ヶ月以上経過後、1回接種)
I 1月末までに3回接種完了者	R4.6月～
II 2月末までに3回接種完了者	R4.7月～
III 3月末までに3回接種完了者	R4.8月～
IV 4月末までに3回接種完了者	R4.9月～

(1-4) 実施時期 [令和4年秋開始接種]

対象者	接種時期 (最終接種から3ヶ月以上経過後、 2価ワクチンを1回接種)
I R4.5月末までに従来株接種完了者	R4.10月～
II R4.8月末までに従来株接種完了者	R4.12月～
III R4.9月末までに従来株接種完了者	R5.1月～
IV R4.10月以降に従来株接種完了者	R5.2月～

(1-5) 実施時期 [令和5年春開始接種]

対象者	接種時期 (最終接種から3ヶ月以上経過後、 2価ワクチンを1回接種)
I 医療従事者 高齢者施設等入所者・従事者	R5.5月～
II R5.2月末までに最終接種完了者(65歳以上)	R5.6月～
III R5.3月以降に最終接種完了者(65歳以上)	R5.7月～

(1-6) 実施時期 [令和5年秋開始接種]

対象者	接種時期 (最終接種から3ヶ月以上経過後、 XBB.1.5対応1価ワクチンを1回接種)
I 医療従事者 高齢者施設等入所者・従事者	R5.9月～
II 65歳以上の者	R5.10月～
III 12歳以上、64歳以下の者	R5.11月～

(2) 生後6カ月～11歳の接種

接種会場：邑智病院

接種者：邑智病院（予診：医師 接種：看護師）

接種予約：接種を希望する者は、邑智病院へ電話により申し込む。

(2-1) 実施時期〔生後6カ月～11歳〕

対象者	接種時期
5～11歳(初回接種)	R4.3月～
生後6カ月～4歳	R4.12月～
5～11歳(3回目接種)	R4.12月～
5～11歳(2価ワクチン接種)	R5.5月～

※計画時点の予定であり、ワクチン供給量や接種状況等により実施期間が変更になる可能性がある。

(3) 接種件数(見込み)

日時		件数	備考
平日	午後 3時間	60～180件／日 (ファイザー6回/ハイアル：10～30本) (モデルナ20回/ハイアル：3～9本)	20件～60件／1h
土日	午前/午後 各2～3時間	120～300件／日 (ファイザー6回/ハイアル：20～50本) (モデルナ20回/ハイアル：15本)	30～70件／1h

※接種希望者が多数の場合、加藤病院と調整しながら対応する。

※小児接種については、構成町や邑智病院と調整しながら対応する。

(4) 業務分担

町と加藤病院が連携して対応する。

	実施機関	役割
受付窓口	加藤病院 町	予診票確認・保険証・接種券の確認、検温 (接種量の報告・ワクチン発注(V-SYS))
予診	加藤病院	予診票を基に対象者の健康状態を把握し接種の有無を判断
接種	加藤病院	ワクチンメーカーによる接種方法で実施
接種後 経過観察	加藤病院	経過観察、指定場所で待機

(5) その他接種方法

訪問診療での接種

病院体制が整い、対応可能と判断した場合は実施する。

高齢者施設等での接種

次の表に掲げる町内施設については、加藤病院が嘱託医であるため、自施設で接種する。

施設名	種別	住所	定員
やすらぎ荘	介護老人福祉施設	川本町大字因原 570-1	30
江川荘	養護老人ホーム	川本町大字因原 518-1	50
仁寿苑	介護老人保健施設	川本町大字川本 383-1	36
あいあいの家	認知症対応型共同生活介護	川本町大字川本 376-4	9
ふくろうの森	認知症対応型共同生活介護	川本町大字川下 1319-15	18

[物 資]

- ・加藤病院で保管するワクチンを必要手順に沿って調製し、上記施設内で行う。

[接種方法]

- ① 施設は、接種希望者（入所者、従事者）名簿を町へ提出
- ② 加藤病院と該当施設で日程調整する。
施設は、分散接種に向け、接種体制を構築する。
- ③ 町は、施設に予診票を配布する。
- ④ 加藤病院は、接種日に現地へ赴き接種する
※ 町外施設の訪問接種については、加藤病院と施設で調整して対応する。

基礎疾患を有する者の接種

[対象者]

- ① 18 歳以上で以下に当てはまる者

1. 以下の病気や状態の者で、通院/入院中の者
 - ・慢性の呼吸器の病気
 - ・慢性の心臓病（高血圧を含む）
 - ・慢性の腎臓病
 - ・慢性の肝臓病（肝硬変等）
 - ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
 - ・血液の病気（鉄欠乏性貧血を除く）
 - ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
 - ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）

- ・染色体異常
 - ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 - ・睡眠時無呼吸症候群
 - ・重い精神疾患（精神疾患の治療で入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
2. 基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の者
- ※BMI30 の目安：身長 170 cm で体重約 87 kg、身長 160 cm で体重 77 kg

②18 歳未満で以下に当てはまる者

1. 以下の病気や状態の者で、通院/入院中の者
- ・慢性呼吸器疾患
 - ・慢性心疾患
 - ・慢性腎疾患
 - ・神経疾患・神経筋疾患
 - ・血液疾患
 - ・糖尿病・代謝性疾患
 - ・悪性腫瘍
 - ・関節リウマチ・膠原病
 - ・内分泌疾患
 - ・消化器疾患・肝疾患等
 - ・先天性免疫不全症候群、HIV 感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
 - ・その他の小児領域の疾患(高度肥満・早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害)

③上記以外で重症化リスクが高いと医師が認める者

6. 接種時期に実施すべき対応

(1) 住民への情報提供

① 周知方法

告知放送、CATV（まげなネット）、HP、広報誌、自治会配布文書等

② 対応協力

自治会長、民生児童委員、居宅サービス事業所等の職員ほか

7. 相談窓口

① ワクチン接種に関するもの

川本町役場健康福祉課（電話 0855-72-0633）

② 副反応等に関するもの

加藤病院または川本町役場健康福祉課

8. 費用の支払い

町内外の接種とも『島根県国民健康保険団体連合会』に委託して行う。

9. 予防接種健康被害救済

新型コロナウイルスワクチンを接種したことにより考えられる健康被害が生じた場合、健康被害救済給付の申請を受け付け、厚生労働大臣が接種による健康被害と認定したときは救済給付を行う。